

解説資料

2 0 2 5 年 1 2 月
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社
団 体 年 金 部



【I. 議決事項について】

・ 令和8年度の予算編成について	2
・ 財政検証の継続基準抵触に伴う対応について	4
・ 財政検証の非継続基準抵触に伴う対応について	7
・ 令和6年度末基準日の定期的な財政再計算に伴う対応について	9
・ 許容繰越不足金の算出方法の変更に伴う規約変更・財政運営規程変更について	13
・ 最低積立基準額の算定に用いる予定利率の変更に伴う財政運営規程変更について	14
・ オンラインでの手続きを可能とする規約変更について	17
・ 特定個人情報取扱規程の変更について（引用条文の項番変更に伴う変更）	19
・ 「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れ手続きについて	20
・ 業務概況の周知の方法の選択肢の拡大に伴う規約変更・運用の基本方針の変更について	21
・ 必要事項の公告の方法に関する改正に伴う規約変更について	24
・ 通知の発出に伴う監事監査規程の変更について	26
・ 福祉事業の具体内容の規約上の明確化について	27
・ AUPの導入に伴う財務及び会計規程変更について（資産額20億円超の総合型DB基金）	28
・ 代議員会の運営方法に関する規約・規程変更について	29
・ リスク対応掛金の拋出・リスク分担型企业年金の導入に伴う規程変更について	31

定例

NEW

再掲

・年金NEWS2025.6.3「決算代議員会特集号」以前でご案内していない事項を **NEW** としております。

・定例のご対応事項を **定例** としております。

・年金NEWS2025.6.3「決算代議員会特集号」以前でご案内済の事項を **再掲** としております。

【Ⅱ. 報告事項について】

- ・資産管理運用業務に関する報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- ・資産運用委員会に関する報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- ・DB法に基づく監査の結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- ・キャッシュバランスプラン制度における新年度に適用する利率について・・・・・・・・・・ 37

再掲

定例

【Ⅲ. その他事項について】

- ・規約の変更に係る事業主への情報提供について・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- ・押印を求める手続きの見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- ・代議員会で審議された事項等の事業主への情報提供について・・・・・・・・ 42

再掲

・年金NEWS2025.6.3「決算代議員会特集号」以前でご案内していない事項を **NEW** としております。

・定例のご対応事項を **定例** としております。

・年金NEWS2025.6.3「決算代議員会特集号」以前でご案内済の事項を **再掲** としております。

【I. 議決事項について】

対象

- 全基金。

概要

- 毎事業年度の予算については、代議員会の議決を経て、事業年度開始前までに作成することが必要です。（DB法第19条で、予算は、代議員会の議決事項とされています。）
- ただし、DBの予算編成については通知が発出されておらず、予算編成の方法・様式は任意です。（一般的には、厚生年金基金に準じます。）

<ご参考：基金での作成資料>

- ①「令和7年度決算見込算出内訳書」の作成（任意）
 - 各勘定科目ごとに、予算作成時点までの実績及び合理的な推計により令和7年度決算見込を算出。
 - その際、決算見込を算出した内訳を明確にしておくため、「令和7年度決算見込算出内訳書」を作成。
- ②「令和7年度予定貸借対照表・予定損益計算書」の作成
 - 「令和7年度決算見込算出内訳書」から、「令和7年度予定貸借対照表・予定損益計算書」を作成。
- ③「令和8年度事業計画書」の作成（任意）
 - 令和7年度の実績等から、「令和8年度事業計画書」を作成。
- ④「令和8年度予算算出内訳書」の作成（任意）
 - 「令和8年度事業計画書」に基づき、各勘定科目ごとに、合理的な推計により令和8年度予算を算出。
 - その際、予算を算出した内訳を明確にしておくため、「令和8年度予算算出内訳書」を作成。
- ⑤「令和8年度予定貸借対照表・予定損益計算書」の作成
 - 「令和8年度予算算出内訳書」から、「令和8年度予定貸借対照表・予定損益計算書」を作成。
- ⑥「令和8年度予算総則」の作成（任意）
 - 「令和8年度予定損益計算書」等から、「令和8年度予算総則」を作成。
 - 予算総則には、年金経理・業務経理における収入・支出の総額、及び、業務経理の業務会計・福祉事業会計における事務費の支出額・繰入金・借入金の限度額を記載。

議決する内容

- 「令和7年度予定貸借対照表・予定損益計算書」、「令和8年度予定貸借対照表・予定損益計算書」等をもとに、令和8年度の年金経理・業務経理業務会計・業務経理福祉事業会計の予算について、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議委員会の議決。

行政手続き

- 行政手続き不要。

対象

- 前年度末の財政検証において継続基準に抵触した基金。

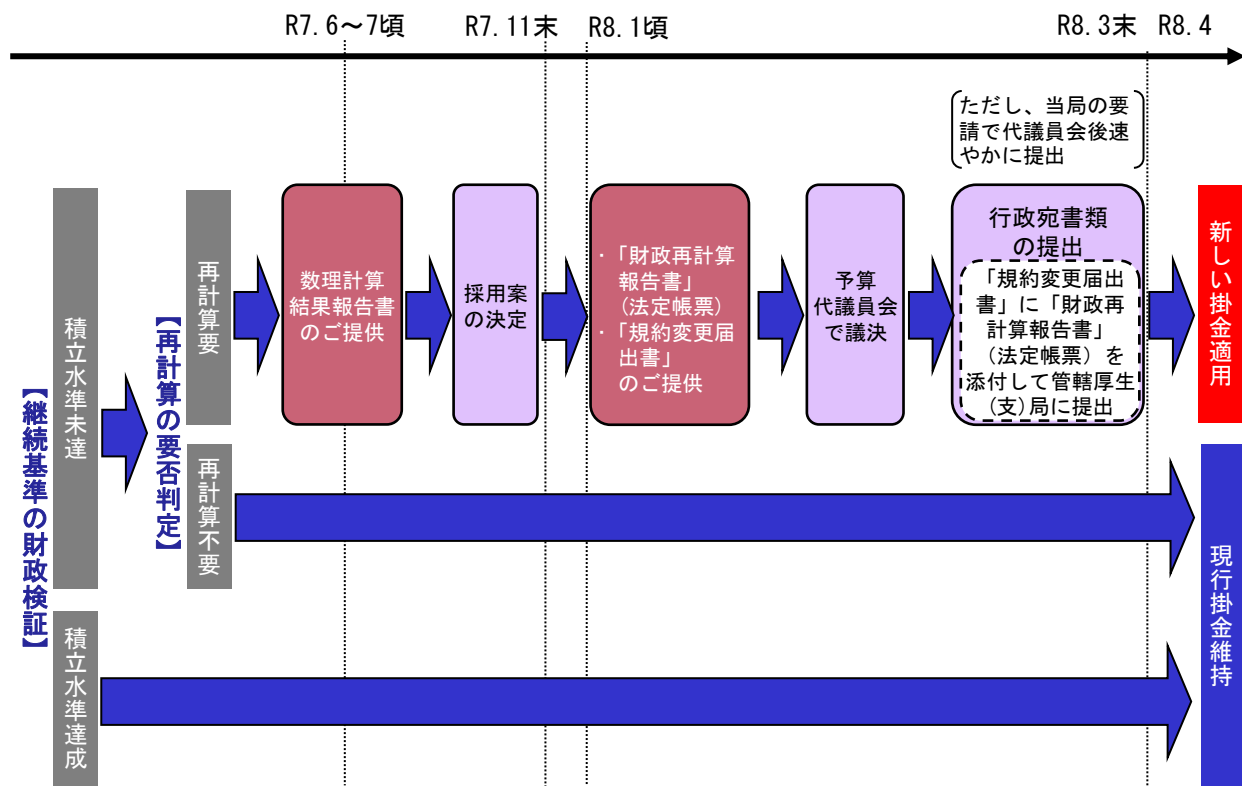
概要

- 継続基準に抵触した場合は、財政再計算の要否判定を行います。要否判定にも抵触した場合は、財政再計算を実施し、特別掛金率の変更、償却期間の延長などを行います。（DB法第62条）
- 財政再計算を実施した当社総幹事基金には、令和8年1月頃に、当社から「財政再計算報告書」（法定帳票）、「規約変更届出書」をご提供します。「規約変更届出書」に「財政再計算報告書」（法定帳票）を添付して、掛金適用日の前日（令和8年3月末）までに※管轄厚生（支）局に提出します。

※ 掛金適用日の前日（令和8年3月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要がありますが、当局から可能な限り掛金適用日の2カ月前（令和8年1月末）までに届出を完了するよう要請されているため、代議員会開催後速やかな届出をお願いします。

（注）財政再計算以外の制度変更をあわせて行う場合は、「認可申請」となります。この場合、「規約変更認可申請書」に「財政再計算報告書」（法定帳票）を添付して、掛金適用日の2カ月前（令和8年1月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要があります。

<ご参考：行政宛書類の提出までの流れ>（当社総幹事基金のケース）



議決する内容

- 財政再計算の結果について、議決を得る必要があります。
- 更に、財政再計算の結果を受けて、特別掛金率や償却期間などが変わる場合、規約に定める特別掛金率や償却期間などが変更となることについて、議決を得る必要があります。

※財政再計算に伴い別途積立金を取崩す場合は、別途積立金を取崩すことについて議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議員会の議決。

行政手続き

- 「規約変更届出書」に「財政再計算報告書」（法定帳票）を添付して、掛金適用日の前日（令和8年3月末）までに※管轄厚生（支）局に提出。

※掛金適用日の前日（令和8年3月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要がありますが、当局から可能な限り掛金適用日の2カ月前（令和8年1月末）までに届出を完了するよう要請されているため、代議員会開催後速やかな届出をお願いします。

【行政宛書類の一覧】

提出書類	様式	当社作成	基金作成	【別紙2】
企業年金基金規約変更届出書（鑑文）	B 3		○	P 4
一部変更規約（案）	—	○		P 5
規約変更理由書	—	○		P 6
新旧対照条文	—	○		P 7
令和8年度予算代議員会会議録の謄本又は抄本	—		○	—
財政再計算報告書（表紙）	C 4-ア	○		—
総括表（財政再計算報告書）	C 4-イ	○		—
掛金計算基礎（財政再計算報告書）	C 4-ウ	○		—
年金数理に関する確認	C 1	○		—

財政再計算に伴う「繰越不足金」の解消、「別途積立金」の取崩（積増）について、代議員会の日付にて経理処理を行う必要があります。詳細は6ページをご確認ください。

経理処理

<経理処理上の留意点>

- 令和7年度の経理処理となります。代議員会の議決が必要であるため、財政再計算に係る代議員会の議決が行われた日付（以下の例では、令和8年1月23日としています。）で経理処理を行います。
- 「繰越不足金」の解消、「別途積立金」の取崩（積増）という基本金の経理処理のみを行います。
- 「責任準備金」も増減しますが、このタイミングではこれらに関する経理処理は行いません。

【繰越不足金を解消する場合】

- 繰越不足金を解消した額を「繰越不足金処理金」として処理します。

（例）令和8年1月23日実施の代議員会で、繰越不足金2,860,000円を解消する財政再計算結果を議決した。

借 方		振替伝票			貸 方	
繰越不足金処理金		中分類勘定科目		繰越不足金		
金額（円）	小分類勘定科目	摘 要	小分類勘定科目	金額（円）		
2,860,000	繰越不足金処理金	繰越不足金の解消	繰越不足金	2,860,000		
2,860,000	合 計			2,860,000		

【別途積立金を取崩す場合】

- 掛金率の上昇を抑制するため別途積立金を取崩した場合、「別途積立金取崩金」として処理します。

（例）令和8年1月23日実施の代議員会で、別途積立金3,000,000円を取崩す財政再計算結果を議決した。

借 方		振替伝票			貸 方	
別途積立金		中分類勘定科目		別途積立金取崩金		
金額（円）	小分類勘定科目	摘 要	小分類勘定科目	金額（円）		
3,000,000	別途積立金	別途積立金の取崩	別途積立金取崩金	3,000,000		
3,000,000	合 計			3,000,000		

【別途積立金を積増す場合】

- 責任準備金が基礎率の見直し等により減少した場合、別途積立金が積増しされますが、積増しされた額を「別途積立金積増金」として処理します。

（例）令和8年1月23日実施の代議員会で、別途積立金2,000,000円を積増す財政再計算結果を議決した。

借 方		振替伝票			貸 方	
別途積立金積増金		中分類勘定科目		別途積立金		
金額（円）	小分類勘定科目	摘 要	小分類勘定科目	金額（円）		
2,000,000	別途積立金積増金	別途積立金の積増	別途積立金	2,000,000		
2,000,000	合 計			2,000,000		

特例掛金の計算方法には「①積立比率に応じた特例掛金を設定する方法」「②回復計画を策定して、積立不足を解消する方法」とがありますが、以下では、DBに一般的な「①積立比率に応じた特例掛金を設定する方法」を前提に記載しております。

対象

- 前年度末の財政検証において非継続基準に抵触した基金。

概要

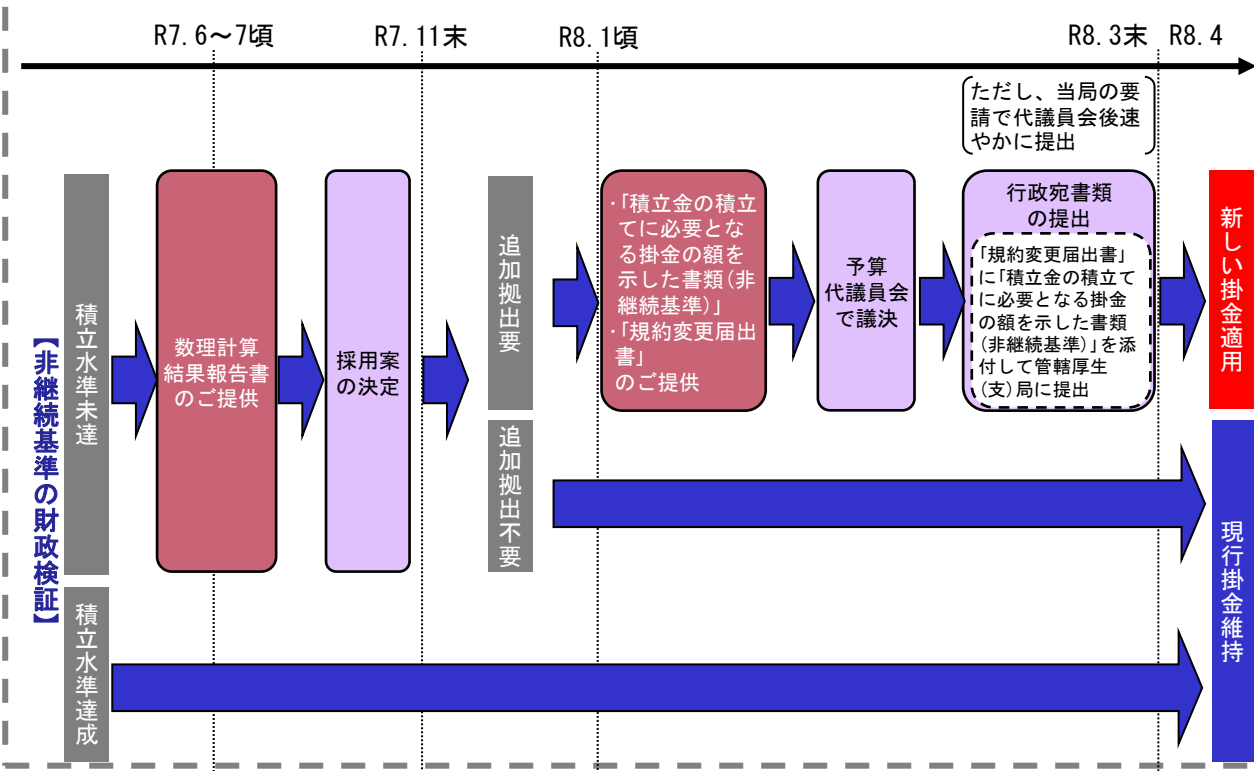
- 非継続基準に抵触した場合は、掛金の追加拠出（特例掛金の設定）の必要性を確認し、必要な場合には、掛金の追加拠出を行います。（DB法第63条）
- 掛金の追加拠出を行う当社総幹事基金については、令和8年1月頃に、当社から「積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類（非継続基準）」、「規約変更届出書」をご提供します。「規約変更届出書」に「積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類（非継続基準）」を添付して、掛金適用日の前日（令和8年3月末）までに^{※1}管轄厚生（支）局に提出します。
- なお、掛金の追加拠出を行わない基金については、行政手続きは不要^{※2}です。

※1 掛金適用日の前日（令和8年3月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要がありますが、当局から可能な限り掛金適用日の2カ月前（令和8年1月末）までに届出を完了するよう要請されているため、代議員会開催後速やかな届出をお願いします。

※2 財政再計算を行った場合は、「積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類（非継続基準）」の再作成が必要になります。

（注）制度変更をあわせて行う場合は、「認可申請」となります。この場合、「規約変更認可申請書」に「財政再計算報告書」（法定帳票）を添付して、掛金適用日の2カ月前（令和8年1月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要があります。

<ご参考：行政宛書類の提出までの流れ>（当社総幹事基金のケース）



議決する内容

- 掛金の追加拠出を行う基金については、規約に特例掛金を定めることについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議員会の議決。

行政手続き

- 掛金の追加拠出を行う基金については、「規約変更届出書」に「積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（非継続基準）」を添付して、**掛金適用日の前日（令和8年3月末）までに※管轄厚生（支）局に提出。**

※掛金適用日の前日（令和8年3月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要がありますが、当局から可能な限り掛金適用日の2カ月前（令和8年1月末）までに届出を完了するよう要請されているため、代議員会開催後速やかな届出をお願いします。

【行政宛書類の一覧】

提出書類	様式	当社作成	基金作成	【別紙2】
企業年金基金規約変更届出書（鑑文）	B 3		○	P 9
一部変更規約（案）	—	○		P 1 0
規約変更理由書	—	○		P 1 1
新旧対照条文	—	○		P 1 2
令和8年度予算代議員会会議録の謄本又は抄本	—		○	—
積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（非継続基準）	C 7-ウ	○		—
年金数理に関する確認	C 1	○		—

対象

- 令和6年度末基準日の定期的な財政再計算に該当する基金。

概要

- DBでは、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように基礎率の定期的な見直し（少なくとも5年ごと）に伴う掛金額の見直しを行います。（DB法第58条第1項）

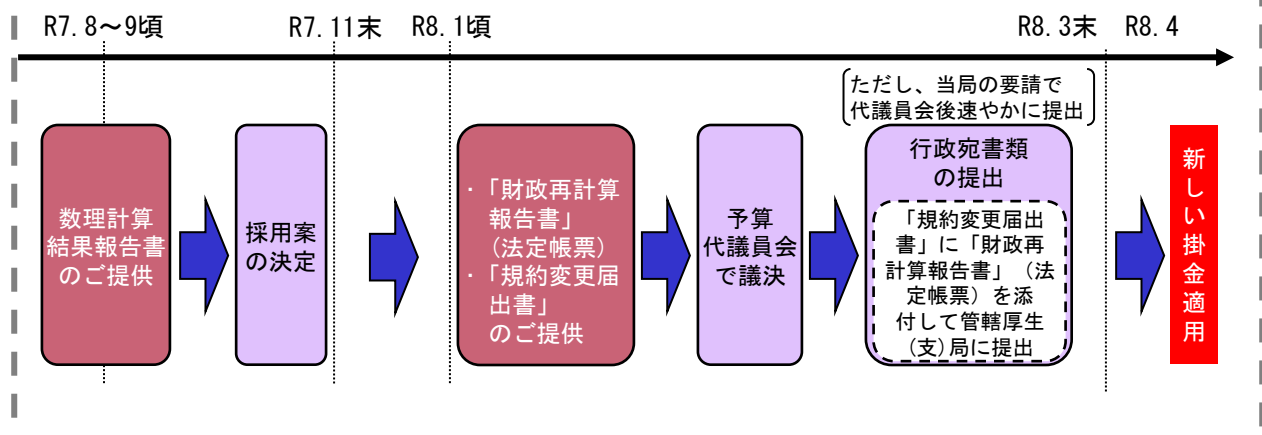
（1）財政再計算で掛金率が変わり、規約変更を行う必要がある基金

- 当社総幹事基金には、令和8年1月頃に、当社から「財政再計算報告書」（法定帳票）、「規約変更届出書」をご提供します。「規約変更届出書」に「財政再計算報告書」（法定帳票）を添付して、掛金適用日の前日（令和8年3月末）までに※管轄厚生（支）局に提出します。

※ 掛金適用日の前日（令和8年3月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要がありますが、当局から可能な限り掛金適用日の2カ月前（令和8年1月末）までに届出を完了するよう要請されているため、代議員会開催後速やかな届出をお願いします。

（注）財政再計算以外の制度変更をあわせて行う場合は、「認可申請」となります。この場合、「規約変更認可申請書」に「財政再計算報告書」（法定帳票）を添付して、掛金適用日の2カ月前（令和8年1月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要があります。

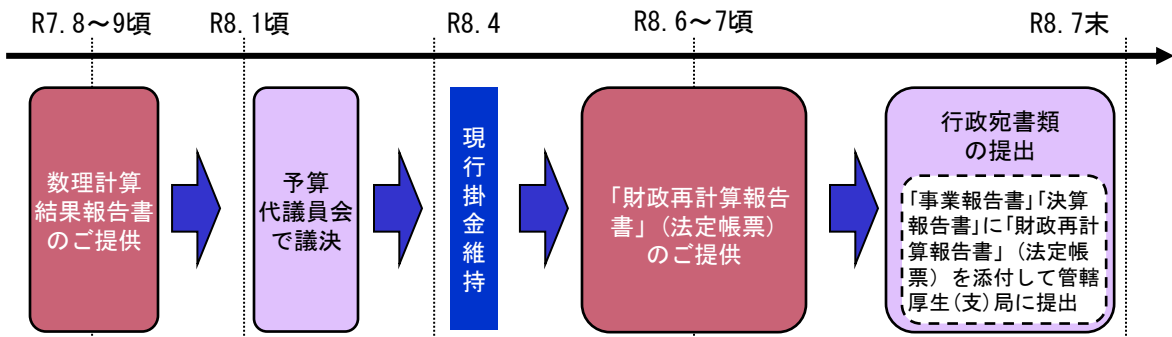
<ご参考：「規約変更あり」の場合の行政宛書類の提出までの流れ> （当社総幹事基金のケース）



(2) 財政再計算で掛金率が変わらず、規約変更を行う必要がない基金

- 計算基準日の属する事業年度の翌事業年度（令和7年度）の「事業報告書」「決算報告書」に「財政再計算報告書」（法定帳票）を添付して、当該事業年度終了後4カ月以内（令和8年7月末まで）に管轄厚生（支）局に提出します。
- なお、当社総幹事基金については、令和8年6～7月頃に、当社から「財政再計算報告書」（法定帳票）をご提供します。

<ご参考：「規約変更なし」の場合の行政宛書類の提出までの流れ> (当社総幹事基金のケース)



議決する内容

- 財政再計算の結果について、議決を得る必要があります。
- 更に、財政再計算の結果を受けて、掛金率や償却期間などが変わる場合、規約に定める掛金率や償却期間などが変更となることについて、議決を得る必要があります。

※財政再計算に伴い別途積立金を取崩す場合は、別途積立金を取崩すことについて議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議員会の議決。

財政再計算に伴う「繰越不足金」の解消、「別途積立金」の取崩（積増）について、代議員会の日付にて経理処理を行う必要があります。詳細は12ページをご確認ください。

行政手続き

(1) 財政再計算で掛金率が変わり、規約変更を行う必要がある基金

- 「規約変更届出書」に「財政再計算報告書」（法定帳票）を添付して、掛金適用日の前日（令和8年3月末）までに※管轄厚生（支）局に提出。

※掛金適用日の前日（令和8年3月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要がありますが、当局から可能な限り掛金適用日の2カ月前（令和8年1月末）までに届出を完了するよう要請されているため、代議員会開催後速やかな届出をお願いします。

【行政宛書類の一覧】

提出書類	様式	当社作成	基金作成	【別紙2】
企業年金基金規約変更届出書（鑑文）	B 3		○	P 1 4
一部変更規約（案）	—	○		P 1 5
規約変更理由書	—	○		P 1 6
新旧対照条文	—	○		P 1 7
令和8年度予算代議員会会議録の謄本又は抄本	—		○	—
財政再計算報告書（表紙）	C 4 - ア	○		—
総括表（財政再計算報告書）	C 4 - イ	○		—
掛金計算基礎（財政再計算報告書）	C 4 - ウ	○		—
年金数理に関する確認	C 1	○		—

(2) 財政再計算で掛金率が変わらず、規約変更を行う必要がない基金

- 計算基準日の属する事業年度の翌事業年度（令和7年度）の「事業報告書」「決算報告書」に「財政再計算報告書」（法定帳票）を添付して、当該事業年度終了後4カ月以内（令和8年7月末まで）に管轄厚生（支）局に提出。

【行政宛書類の一覧】

提出書類	様式	当社作成	基金作成	【別紙2】
確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告について（鑑文） （財政再計算で規約変更を行う必要がない場合用）	—		○	—
企業年金基金事業報告書	C 6 - イ		○	—
決算に関する報告書	C 7 - ア ～ C 7 - エ	○		—
財政再計算報告書（表紙）	C 4 - ア	○		—
総括表（財政再計算報告書）	C 4 - イ	○		—
掛金計算基礎（財政再計算報告書）	C 4 - ウ	○		—
年金数理に関する確認	C 1	○		—
監事意見書	3		○	—
令和8年度予算代議員会会議録の謄本又は抄本	—		○	—

経理処理

<経理処理上の留意点>

- 令和7年度の経理処理となります。代議員会の議決が必要であるため、財政再計算に係る代議員会の議決が行われた日付（以下の例では、令和8年1月23日としています。）で経理処理を行います。
- 「繰越不足金」の解消、「別途積立金」の取崩（積増）という基本金の経理処理のみを行います。
- 「責任準備金」も増減しますが、このタイミングではこれらに関する経理処理は行いません。

【繰越不足金を解消する場合】

- 繰越不足金を解消した額を「繰越不足金処理金」として処理します。

（例）令和8年1月23日実施の代議員会で、繰越不足金2,860,000円を解消する財政再計算結果を議決した。

借 方		振替伝票			貸 方	
繰越不足金処理金		中分類勘定科目		繰越不足金		
金額（円）	小分類勘定科目	摘 要	小分類勘定科目	金額（円）		
2,860,000	繰越不足金処理金	繰越不足金の解消	繰越不足金	2,860,000		
2,860,000	合 計			2,860,000		

【別途積立金を取崩す場合】

- 掛金率の上昇を抑制するため別途積立金を取崩した場合、「別途積立金取崩金」として処理します。

（例）令和8年1月23日実施の代議員会で、別途積立金3,000,000円を取崩す財政再計算結果を議決した。

借 方		振替伝票			貸 方	
別途積立金		中分類勘定科目		別途積立金取崩金		
金額（円）	小分類勘定科目	摘 要	小分類勘定科目	金額（円）		
3,000,000	別途積立金	別途積立金の取崩	別途積立金取崩金	3,000,000		
3,000,000	合 計			3,000,000		

【別途積立金を積増す場合】

- 責任準備金が基礎率の見直し等により減少した場合、別途積立金が積増しされますが、積増しされた額を「別途積立金積増金」として処理します。

（例）令和8年1月23日実施の代議員会で、別途積立金2,000,000円を積増す財政再計算結果を議決した。

借 方		振替伝票			貸 方	
別途積立金積増金		中分類勘定科目		別途積立金		
金額（円）	小分類勘定科目	摘 要	小分類勘定科目	金額（円）		
2,000,000	別途積立金積増金	別途積立金の積増	別途積立金	2,000,000		
2,000,000	合 計			2,000,000		

対象

- 財政検証（継続基準）を受けて許容繰越不足金の算出方法を変更する基金。

概要

- 財政検証の継続基準に用いる許容繰越不足金は、次のいずれかの算出方法を規約に定めることとされています。

- ① 今後20年間における標準掛金収入現価（掛金の計算に用いた予定利率による）に規約で定める率（15/100を超えないこと）を乗じた額
- ② 責任準備金の額に時価による積立金の額の変動を勘案して規約で定める率（15/100を超えないこと。ただし、積立金の額の評価に数理的評価を用いている場合には、10/100を超えないこと）を乗じた額
- ③ ①と②のいずれか小さい額

- 規約で定めた許容繰越不足金の算出方法については、給付額の大幅な見直し等、合理的な理由がある場合を除き、原則継続的に使用することになります。
- 合理的な理由があり、規約で定めた許容繰越不足金の算出方法を変更する場合には、代議員会で議決のうえ、規約変更及び財政運営規程の変更が必要です。
- この場合、決算年度の決算書類を当局宛に提出すると同時、または提出するまでに、許容繰越不足金の算出方法に係る規約変更を当局宛に届出することにより、当該決算年度から、許容繰越不足金の算出方法を変更することが可能とされています。

議決する内容

- 許容繰越不足金の算出方法を変更することについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

【規約変更】

- 代議員会の議決。

【財政運営規程の変更】

- 代議員会の議決。

許容繰越不足金の算出方法の変更については、当社までご相談ください。

行政手続き

【規約変更】

- 届出。

【財政運営規程の変更】

- 行政手続きは不要。

対象

- 令和7年度の財政検証（非継続基準）に用いる予定利率を変更する基金。

概要

▶▶▶ 「年金NEWS2025.03.27【DB】DBIにおける2025年度の「下限予定利率」・「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」について」を参照

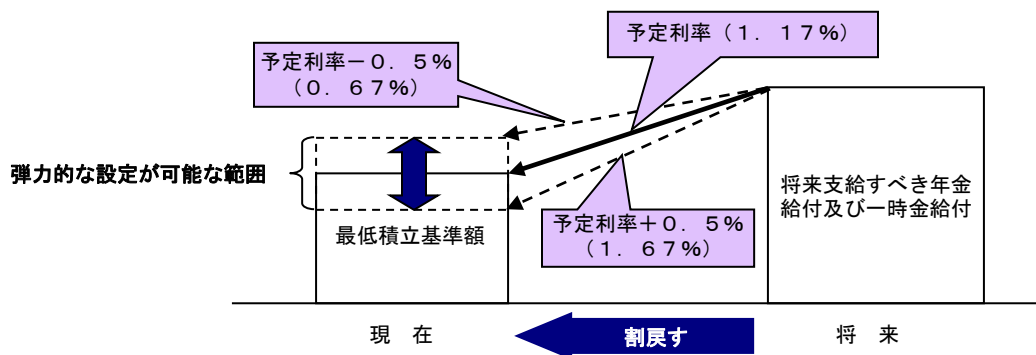
- 「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」については、令和7年度の財政検証（非継続基準）に用いる予定利率を変更することができます。
- 「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」は、財政運営規程に定められています。変更する場合には、代議員会で議決のうえ、財政運営規程の変更が必要です。

【令和7（2025）年度の財政検証（非継続基準）に用いる予定利率について】

- ・ 令和7（2025）年3月27日付告示により、非継続基準の財政検証における「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」は、最低積立基準額を算定する際の基準日が令和7年度中となる場合、1.17%※となること示されています。
- ・ 1.17%に、0.5%以内の数値を加減して得た率（0.67%～1.67%）を「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」とすることも可能です。

※ 「30年国債の直近5年平均」の利回りを勘案して厚生労働大臣が定めることとされています。

<令和7（2025）年度の例>



<ご参考：「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」の推移>

年 度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
予定利率	0.63%	0.66%	0.71%	0.86%	1.17%

<ご参考：告示された率に「0.5%」以内の数値を加減した率を用いる場合の、加入者及び受給権者等に対する情報提供について>

- 告示された率に「0.5%」以内の数値を加減した率を用いる場合、「加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと」とされています。
- 厚生労働省からは、情報提供を行う場合の方法・時期・内容については、以下のとおりとするとの見解が示されています。（2012年の照会に対する厚生労働省からの回答）

厚生労働省の見解（照会に対する回答）	
情報提供の方法	<p>[加入者に対する情報提供の方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務概況の周知方法に準じ、以下のいずれかの方法とすることで差し支えない。 <ol style="list-style-type: none"> ①各実施事業所の見やすい場所へ掲示する方法 ②書面を交付する方法 ③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法 ④その他周知が確実に行われる方法 <p>※令和5（2023）年12月27日付省令改正に伴い、業務概況の周知方法の選択肢の拡大が行われております。（別紙1、21ページ参照）</p> <p>[受給権者等に対する情報提供の方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①～④のうち周知が確実に行われる方法、例えば、書面の送付や基金の公式HPへの掲載等を行うことでよい。
情報提供の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者及び受給権者等への情報提供の時期は、 <ol style="list-style-type: none"> ①代議員会での議決を得る前に周知させる ②代議員会での議決を得た後に周知させる のいずれでもよい。
情報提供の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の内容は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> －最低積立基準額の算定に用いる予定利率について、告示された率を調整した利率を用いること －そのことにより、最低積立基準額が減少（増加）し、基金解散・制度終了時の残余財産額（分配額）が減少（増加）する可能性があること

議決する内容

- 令和7年度の財政検証（非継続基準）に用いる予定利率をあらかじめ変更する場合、財政運営規程に定めている「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」を変更することについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議員会の議決。

行政手続き

- 行政手続きは不要。

対象

- 全基金（オンラインによる申請を導入する基金）

概要

- 令和7（2025）年9月30日、国民年金基金規則等の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第95号）が公布され、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）が改正されました。企業年金における、基金（事業主）に対する届出等の手続きについて、書面だけでなくオンラインでも対応できるように改正され、併せて、規約例も改正されております。

（施行日：2025年10月1日）

これに伴い、オンラインでの申請を導入する（既に行っている）場合には、規約の変更が必要になります。

※通知「国民年金基金規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）」（年発0930第24号令和7年9月30日）

【オンラインでの対応が可能となる手続き】通知より抜粋

○届出等の手続における電子情報処理組織を使用する方法による申請方法の追加

これまで、確定給付企業年金を実施する事業主等に対する届出等においては、届出書等の書面の交付のみが申請方法であったところ、電子情報処理組織を使用する方法を申請方法に追加する改正を行う。改正省令により改正した手続は以下のとおり。

- ・事業主が行う基金への氏名変更の届出
- ・受給権者の氏名・住所変更の届出
- ・事業主等が支給する給付の裁定請求
- ・事業主等が支給する未支給の給付の請求
- ・年金として支給する老齢給付金の支給を開始して5年を経過する前に行う一時金の請求
- ・業務概況の周知 ※現行でも電子情報処理組織を使用する方法が可能
- ・脱退一時金相当額の移換を受けた旨の通知
- ・企業年金連合会が支給する障害給付金又は遺族給付金の裁定の請求
- ・死亡の届出

○届出等の手続における添付書類の省略に係る規定の追加

上記の届出等を行う場合には、その届出等の真正性を担保するため添付書類の提出を求める規定がある。当該規定における添付書類について、

- ・機構保存本人確認情報の提供を受けることにより確認が行われた場合に加えて
- ・署名用電子証明書の送信をすることにより確認が行われた場合
- ・情報提供等記録開示システムを通じて取得した情報の提供を受けることにより確認が行われた場合

についても、省略することができることとする。

対象の手続は以下のとおり。

- ・事業主等が支給する給付の裁定請求
- ・事業主等が支給する未支給の給付の請求
- ・企年連が支給する障害給付金又は遺族給付金の裁定の請求
- ・死亡の届出

規約の変更時期については、生命保険協会からの照会に対して、厚生労働省より以下の回答を得ております。

- ・改正省令の施行日以降遅滞なく規約変更を行う。
- ・改正省令の施行日以降遅滞なく規約変更を行うのであれば、規約変更手続き前であっても改正後の方法による手続きを行うこととして差し支えない。

当該改正に伴う規約変更等、手続き等詳細については、「Nissay DB Information」にて追ってご連絡いたします。（確定給付企業年金オンラインサービスの「事務連絡」に掲載しております。）なお、当該規約変更に伴い、基金内の給付規程についても、変更が必要となる見込みです。

対 象

- 全基金

概 要

- 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第46号）により、企業年金連合会より公表されている「特定個人情報取扱規程」の雛型で引用している条文の項番※が改正されましたので、ご案内いたします。（令和7年4月1日施行）

※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）において、「特定個人情報」および「特定個人情報ファイル」を定義する条文の項番が変更になったため、「特定個人情報取扱規程」の引用部分の変更を行う。

議決する内容

- 特定個人情報取扱規程の変更について、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

行政手続き

- 行政手続き不要。

対象

- 「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れを実施する基金

概要

- 令和6（2024）年8月28日に、「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則」として「アセットオーナー・プリンシプル」が策定・公表されました。アセットオーナーの範囲は、企業年金（企業年金基金や規約型DB実施の事業主等）を含む幅広いものとされています。
- 「アセットオーナー・プリンシプル」は、法令とは異なり、法的拘束力を有さず、一律に対応を求めるものではありません。企業年金（企業年金基金や規約型DB実施の事業主等）は、その内容を検討したうえで、趣旨に賛同し受入れするかどうかを個別に判断することとなります。
- 企業年金における「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れ表明手続きは、厚生労働省より示されておりますが（※）、企業年金基金における受入表明に先立つ意思決定方法については、「理事会・代議員会などによる決定」等が考えられます。基金の状況に応じて、ご対応をお願いします。

（※）企業年金における受入れ表明手続き

- ・ 内閣官房ウェブサイト掲載の様式に、所定の事項（アセットオーナー名、法人番号等）を記載のうえ、厚生労働省専用アドレスへ送付。

「アセットオーナー・プリンシプル」の概要及び受入れ表明手続きの詳細については、以下をご確認ください。

- ・ 「アセットオーナー・プリンシプルに関する年金NEWSのご案内」
https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info/aop_siryou-ichiran.pdf

【ご参考】

アセットオーナー・プリンシプルの受入れを表明したアセットオーナーのリストは、以下の内閣官房HPにて公開されています。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/assetowner/index.html

基金内手続き

- 理事会・代議員会などによる決定等が考えられます。

行政手続き

- 別途、厚生労働省より示されたとおり（※部分）の受入れ表明手続きを実施。

対象

- 全基金

概要

- 令和5（2023）年12月27日、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和5年厚生労働省令第165号）が公布され、同日施行されました。この中で、企業年金基金の運営に関するものとして、企業年金基金が行う「業務概況の周知」の実施方法について、クラウドサービスを用いた方法にて実施することも可能になるなど、選択肢の拡大が行われました。

これにより、規約の変更が必要になる可能性があります。また、運用の基本方針に「業務概況の周知」に関する記載がある場合は、運用の基本方針の変更が必要です。

（1）規約の変更について

規約の変更時期については、生命保険協会からの照会に対して、厚生労働省より以下の回答を得ております。

- ・ 法改正の施行日後、遅滞なく規約変更を行う。
- ・ 施行同時の規約変更を求めるものではない。

【企業年金基金における業務概況の周知の方法】

改正前	改正後
<p>周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法 ・ 書面を加入者に交付する方法 ・ <u>磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</u> <p>・ その他周知が確実に行われる方法</p>	<p>周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法 ・ 書面を加入者に交付する方法 ・ <u>電磁的記録媒体に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法（※1）</u> ・ <u>電子情報処理組織を使用する次の方法により加入者に提供する方法（※2）</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> － <u>送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法</u> <p>・ その他周知が確実に行われる方法</p>

※1、※2に該当する周知方法としては、通知（年発1227第1号 令和5年12月27日）の参考資料において、以下のとおり示されております。

(※1) 電磁的記録媒体に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法

- 例1：PC端末の内蔵ハードディスクに記録し、当該PC端末を実施事業所に設置することにより、加入者が当該記録の内容を常時確認できるようにする場合
 例2：USBメモリに記録し、当該USBメモリを挿入したPC端末を各実施事業所に設置することにより、加入者が当該記録の内容を常時確認できるようにする場合

(※2) 電子情報処理組織を使用する方法

- 1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 例1：電子メールを使用して情報の授受を行う場合
 例2：電子メール以外のインターネットを経由した情報伝達手段（SMSなど）を用いて、情報の授受を行う場合
- 2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
 例1：送信者がウェブサイトに情報を掲載し、受信者においてその情報をダウンロードすることにより情報の授受を行う場合
 例2：送信者がクラウドサーバに情報を保存し、受信者においてその情報をダウンロードすることにより情報の授受を行う場合

*今回の改正に伴い、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」についても、同様の改正（業務概況の周知の方法の選択肢の拡大）が行われております。
 （改正箇所：6 その他＞（3）加入者への業務概況の周知＞（加入者への周知））

<参考>

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う『確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）』の一部改正について」（年発1227第3号 令和5年12月27日）

当該規約変更に伴う手続き等詳細については、「Nissay DB Information」（2024年7月11日発行）をご確認ください。（確定給付企業年金オンラインサービスの「事務連絡」に掲載しております。）

(2) 運用の基本方針の変更について

運用の基本方針に「業務概況の周知」に関する記載がある場合、規約の記載にあわせて変更をする必要があります。

運用の基本方針の記載例等については、「Nissay DB Information」(2024年7月11日発行)をご確認ください。

運用の基本方針の変更にあたり、「加入者の意見を聞く必要がある」とされています。※加入者の意見を聞く方法について、以下の①②のいずれかとする場合は、規約に規定されておりますので、規約に従い、対応をお願いいたします。

<加入者の意見を聴く方法>

- ①加入者代表を選任し、必要に応じて当該代表者が参画する委員会を設置する方法
- ②代議員会の議決を経る方法(基金型のみ)
- ③業務概況の周知に合わせて、意見を聴く方法

※確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第375号)

※運用の基本方針に関する加入者の意見聴取の取扱いについては、以下の年金NEWSをご確認ください。

■年金NEWS2016年12月29日

「運用の基本方針に関する加入者の意見聴取の取扱いについて(続報)」

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2016/nenkin/nenkin_news_20161229.pdf

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2016/nenkin/nenkin_news_20161229_1.pdf

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2016/nenkin/nenkin_news_20161229_2.doc

対象

- 以下①②のいずれかに該当する基金を除く基金

- ①基金の加入者の数が1000人未満である基金
- ②基金が自ら管理するウェブサイトをもっていない基金

概要

- 令和5（2023年）年10月6日、「国民年金基金令等の一部を改正する政令」、「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」が公布されました。（施行日：2023年10月16日）
これにより、企業年金基金が行う公告について、インターネットによる公告が義務付けられるとともに、インターネットによる公告の具体的な方法が定められました。
- インターネットによる公告の具体的な方法としては、「基金のウェブサイト（※1）への掲載」とされていますが、「基金の加入者の数が1000人未満である場合又は基金が自ら管理するウェブサイトをもっていない場合」については、インターネットによる公告を行うことを要しないとされています。

※1 公衆が閲覧できるウェブサイトへの掲載が必要となります。社内イントラネットのような限られた者しか閲覧できないウェブサイトは、広く公衆が閲覧可能なものにあたらな
と考えられます。

- 以上を踏まえ、対象となる基金においては、規約の変更が必要になります。規約の変更時期については、厚生労働省より、施行日以後、遅滞なく規約の変更を行う必要があるが、施行同時の規約変更まで求めるものではない、との回答を得ております。

【企業年金基金における必要事項の公告の方法】※2

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・基金において公告しなければならない事項については、以下の方法によって公告を行う。 －官報への掲載 －基金の事務所（従たる事務所を含む）の掲示板に文書をもって掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・基金において公告しなければならない事項については、以下の方法によって公告を行う。 －官報への掲載 －基金の事務所（従たる事務所を含む）の掲示板に文書をもって掲示 －基金のウェブサイトへの掲載

※2 公告が必要とされる事項

- ・DB法施行令第8条、第9条・・・基金の設立に関する事項
基金の名称や事務所の所在地の変更
- ・DB法施行令第53条の2・・・基金の合併や分割に関する事項
- ・DB法施行令第58条、第59条、第63条第2項
・・・基金の解散や清算人、清算決了に関する事項

なお、厚生労働省から示された規約例のとおりとする場合、規約例において「公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する」とされている以下の項目についても、インターネットによる公告が前提となります。

- ・厚生労働省規約例第11条（互選代議員の選挙の方法）、第12条（当選人）
- ・厚生労働省規約例第14条（選定代議員の選定）
- ・厚生労働省規約例第17条（代議員会の招集手続）

この点については、厚生労働省より、今回の法令改正の趣旨を踏まえると、代議員会の公告についてもインターネット上で行うことが望ましい、との回答を得ております。

よって、規約例に定める、代議員会や代議員の選挙に関する事項についても、基金のウェブサイト上への掲載を実施するのが望ましいと考えられますが、インターネットによる公告を法令に定める公告事項のみとし、代議員会や代議員の選挙にかかる事項については、従来どおり（インターネットによる公告は不要）とする規約変更例②（別紙2、39ページ）の内容についても、厚生労働省より、差し支え無い、との回答を得ております。

ただし、この場合においても、施行令に基づく公告以外の公告についても可能な限りウェブサイトへの掲載を行うことを推奨します、との厚生労働省の見解が示されております。

議決する内容

- 基金における公告の方法に「基金のウェブサイトへの掲示」を定める旨の規約の変更を行うことについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

行政手続き

- 届出不要。（法令の改正に伴うものにつき、行政手続きは不要）

対象

- 「オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式」により監事監査を実施する基金。

概要

- 令和4（2022）年12月23日付通知「「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」※の発出により、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の別紙5「企業年金基金監事監査規程要綱」が改正され、監事監査の方法として「オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式」が追加されました。

※ 「「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」（令和4年12月23日 年企発1223第2号）

- 上記の取扱いを実施する場合は、監事監査規程の変更が必要です。

【監事監査の種類・監査方法について】

改正前	改正後
・ 監査は、定例監査及び特別監査とし、書面又は実地により行うものとする。	・ 監査は、定例監査及び特別監査とし、書面、 <u>実地又はオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により実施するものとする。</u>

議決する内容

- 「オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式」により監事監査を実施することができる旨を監事監査規程に定めることについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

行政手続き

- 行政手続き不要。

対象

- 福祉事業を実施している基金。

概要

- DB法令等において基金型DBが福祉事業を実施する場合はDB規約に規定することとされています。この場合においては、当該事業の個別具体的な内容を明らかにすることが必要であるとの見解が厚生労働省から示されており、
(なお、個別具体的な内容については、別途規程によっている場合も否定されないものとされています。)

項目	厚生労働省の見解（要旨）
福祉事業の記載内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・法令上、福祉事業を行う場合には、当該事業に関する事項を規約に定める必要があるため、規約への定め方として、規約例にあるように<u>個別具体的な内容を明らかにすること</u>が考えられる。また、個別具体的な内容を明らかにせずとも、福祉事業に係る規程を整備したうえで、当該規程に基づき実施する旨定めることも否定されるものではないが、加入者・受給者等にとってみれば、どのような福祉事業が実施されているか明らかにされている前者の方が分かりやすい。
記載内容を変更する際の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・当件に関する、規約変更については届出となる。 (数理書類等は不要) ・規約変更は、遡及させる必要なし。 ・規約変更理由については、「明確化」でよい。 ・基金での決議は、理事長専決でも可。

議決する内容

- 福祉事業の個別具体的な内容を規約に規定することについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

行政手続き

- 届出要。

対象

- AUPを導入する総合型DB基金。

概要

- 総合型DB基金においては、年金資産（純資産）が20億円を超えた決算の翌々年度決算から、会計監査又は合意された手続き（AUP）を受けることとし、令和元年度決算から適用することとされています。（平成30年6月22日付通知）
- 平成30（2018）年12月27日に、事務連絡「総合型基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項」が発出され、AUPを導入する総合型DB基金においては、AUPの実施費用を計上する勘定科目として、財務及び会計規程に、小分類科目「AUP費」を追加し、当該科目に計上することとされました。

<AUPを導入する場合>

【財務及び会計規程変更の内容】

- ・規程（別表第1）勘定科目表（業務経理業務会計）の大分類科目「流動負債」>中分類科目「未払業務委託費等」に係る、新たな小分類科目「未払AUP費」を追加します。
- ・規程（別表第1）勘定科目表（業務経理業務会計）の大分類科目「業務委託費等」>中分類科目「業務委託費等」に係る、新たな小分類科目「AUP費」を追加します。

議決する内容

- 財務及び会計規程（別表）の勘定科目表に、AUPの実施費用を計上する新たな勘定科目を追加することについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

行政手続き

- 行政手続き不要。

対象

- 代議員会を「書面による議決権又は選挙権の行使」「テレビ会議システム・ウェブ会議システム等」の方法により開催する基金。

概要

- 実施事業所が全国に点在するなどして、代議員が一堂に会して代議員会を開催することが困難となる基金も想定されることから、平成29年11月8日付事務連絡により、代議員会を「書面による議決権又は選挙権の行使」「テレビ会議システム・ウェブ会議システム等」の方法により開催する場合の規約例・留意事項が示されております。
- 規約に規定することで、代議員会を「書面による議決権又は選挙権の行使」「テレビ会議システム・ウェブ会議システム等」の方法により開催することが可能です。
- また、当該代議員会の運営方法について、代議員会会議規程に規定してください。

【代議員会の運営方法】

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(代議員会の運営方法に関する規定なし)</p> <p style="text-align: center;">〔実態としては、代議員が一堂に会して代議員会を開催することが原則〕</p>	<p>代議員会を次の方法により開催する場合の規約例・留意事項を明記</p> <ul style="list-style-type: none"> －書面による議決権又は選挙権の行使 －テレビ会議システム・ウェブ会議システム等※ <p>※テレビ会議システム・ウェブ会議システム等を利用する場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案の審議前に、出席代議員（開催場所外から出席する者も含む）が相互に画像・音声を正確に発信・受信できているかを確認 ・正常に議論が交わされ、システムが正常に稼働した状態で審議が終了したことを議長が確認 ・これらの確認事項、代議員が会議に出席した場所等について議事録に記載

(注1) 既に「テレビ会議システム・ウェブ会議システム等」にて代議員会を実施している場合で、規約・規程にその旨を定めていない場合は、速やかに規約・規程変更を実施してください。

(注2) 書面により議決権又は選挙権を行使する場合における、「賛否の意見を明らかにした書面」(議決権行使書)の雛形は別紙2、81ページをご参照ください。

議決する内容

- 代議員会を「書面による議決権又は選挙権の行使」「テレビ会議システム・ウェブ会議システム等」の方法により開催し、当該運営方法を規約・規程に定めることについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 規約・代議員会会議規程ともに、代議員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

行政手続き

【規約変更】

- 届出要。

【代議員会会議規程変更】

- 行政手続き不要。

対象

- リスク対応掛金を拠出する基金、およびリスク分担型企業年金を導入する基金。

概要

- 平成28年12月14日付政省令・告示・通知等改正により、リスク対応掛金の拠出、およびリスク分担型企業年金の導入が可能となりました（平成29年1月1日施行）。
- このうち通知「「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」において新たな勘定科目が追加されたことに伴い、リスク対応掛金を拠出する場合、およびリスク分担型企業年金を導入する場合は、財務及び会計規程に新たな勘定科目を追加する必要があります。

<リスク対応掛金を拠出する場合>

【財務及び会計規程変更の内容】

- ・勘定科目表（年金経理）貸借対照表の中分類「未収掛金」に係る、新たな小分類「未収リスク対応掛金」を追加します。
- ・勘定科目表（年金経理）損益計算書の中分類「掛金等収入」に係る、新たな小分類「リスク対応掛金収入」を追加します。

<リスク分担型企業年金を導入する場合>

【財務及び会計規程変更の内容】

上記に加え、

- ・勘定科目表（年金経理）貸借対照表の中分類「未収掛金」に係る、新たな小分類「未収リスク分担型企業年金掛金」を追加します。
- ・勘定科目表（年金経理）損益計算書の中分類「掛金等収入」に係る、新たな小分類「リスク分担型企業年金掛金収入」を追加します。

議決する内容

- 財務及び会計規程の勘定科目表に、リスク対応掛金の拠出・リスク分担型企業年金の導入に係る新たな勘定科目を追加することについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

行政手続き

- 行政手続き不要。

リスク対応掛金を拠出・リスク分担型企业年金を導入する際は、別途規約変更等手続きが必要です。
それぞれ拠出・導入をご検討の基金は、当社担当者までご相談ください。

【Ⅱ. 報告事項について】

対 象

- 全基金。

概 要

- 理事は、代議員会に対し、資産管理運用業務に関する情報を正確に、かつ、分かりやすく報告することとされており、報告の内容としては、下表の事項が考えられるとされています（資産運用ガイドライン^{※1}）。

※1 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」

【資産管理運用業務に関する報告事項】

	報告事項
①	運用の基本方針及び運用ガイドライン
②	運用結果（時価による資産額、資産構成、収益率、リスク、運用受託機関ごとの運用実績等）
③	理事会における議事の状況
④	運用受託機関の選任状況・評価結果・リスク管理状況、スチュワードシップ活動に関する報告
⑤	基金の管理運用体制の状況、資産運用委員会における議事の状況その他の情報 ^{※2}

※2 詳細は別紙1、35ページ参照

報告する内容

- 資産管理運用業務に関する事項について、代議員会で報告します。

対 象

- 資産運用委員会を設置しており、前回の代議員会以降資産運用委員会を開催した基金。

概 要

- 資産運用委員会における議事の経過その他の情報について、代議員会に報告をしなければならないとされています。（DB法施行規則第84条の6第2項および資産運用ガイドライン※）

※「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」

- したがって、資産運用委員会を設置しており、資産運用委員会を開催した場合には、代議員会でその議事の状況について報告が必要です。

報告する内容

- 前回の代議員会以降開催した資産運用委員会の議事について、代議員会で報告します。

対象

- 行政監査（一般監査（書面監査・実地監査）・特別監査）を受けた基金。

概要

- DB法第101条、第102条にて規定されている監査を受けた基金は、その結果について、代議員会で報告することをお勧めします。当監査には、定期的実施する「一般監査」、必要に応じて実施する「特別監査」があり、それぞれの内容は下表のとおりです。

<ご参考：DB監査の内容> ※「事業主等」とは、DBを実施する厚生年金適用事業所の事業主、および企業年金基金を差します。

		一般監査		特別監査
		書面監査	実地監査	
実施対象		<ul style="list-style-type: none"> 企業年金の実施から概ね3年を経過している企業年金の事業主等。 	<ul style="list-style-type: none"> 書面監査を行った企業年金の事業主等のうち、さらに事実関係等を確認が必要があると認められる企業年金の事業主等。 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当する企業年金の事業主等。 <ol style="list-style-type: none"> ①企業年金の運営に関し、受給者及び加入者等から法令違反の疑いがある等の通報があった企業年金の事業主等のうち、必要と認められる企業年金の事業主等。 ②一般監査の実地監査においては正または改善の命令を行った事業主等のうち、必要と認められる企業年金の事業主等。
実施方式・実施手順	監査通知	<ul style="list-style-type: none"> 監査通知と様式（監査資料）が送付される。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査実施日について、事業主等と調整し、監査実施日の概ね1カ月前に監査通知が送付される。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査通知は、証拠隠滅、関係書類の改ざん等のおそれがある場合には監査直前に行うこともある。
	監査方法	<ul style="list-style-type: none"> 様式（監査資料）に記入し提出期限（監査通知の到達から概ね1カ月後）までに地方厚生（支）局に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方厚生（支）局の担当官が実施事業所、基金事務所に赴き <u>又はオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により</u>、関係書類、帳簿等を閲覧し、関係者から聴取を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方厚生（支）局の担当官が実施事業所、基金事務所に赴き <u>又はオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により</u>、関係書類、帳簿等を閲覧し、関係者から聴取を行う。
結果通知		<ul style="list-style-type: none"> 監査結果は、様式（監査資料）提出後、概ね2カ月以内に文書で通知。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査結果は、監査終了後、概ね1カ月以内に文書で通知。 改善状況の確認が必要な場合には、通知の際に期限を付して是正改善報告を求める。 改善状況を実地に確認する必要がある場合は、実地により確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査結果は、後日、文書で通知。

※令和6（2024）年3月29日付の通知、事務連絡の発出により、デジタル技術を活用した方式により実地監査又は特別監査を実施することが可能になりました。（表の赤字・下線部分）

年金NEWS2024.4.26「『閲覧』・『監査』のデジタル化等に関する通知・事務連絡の発出について」

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2024/nenkin/n746_nenkin_news_20240426.pdf

報告する内容

- 行政監査の結果について、代議員会で報告します。

対象

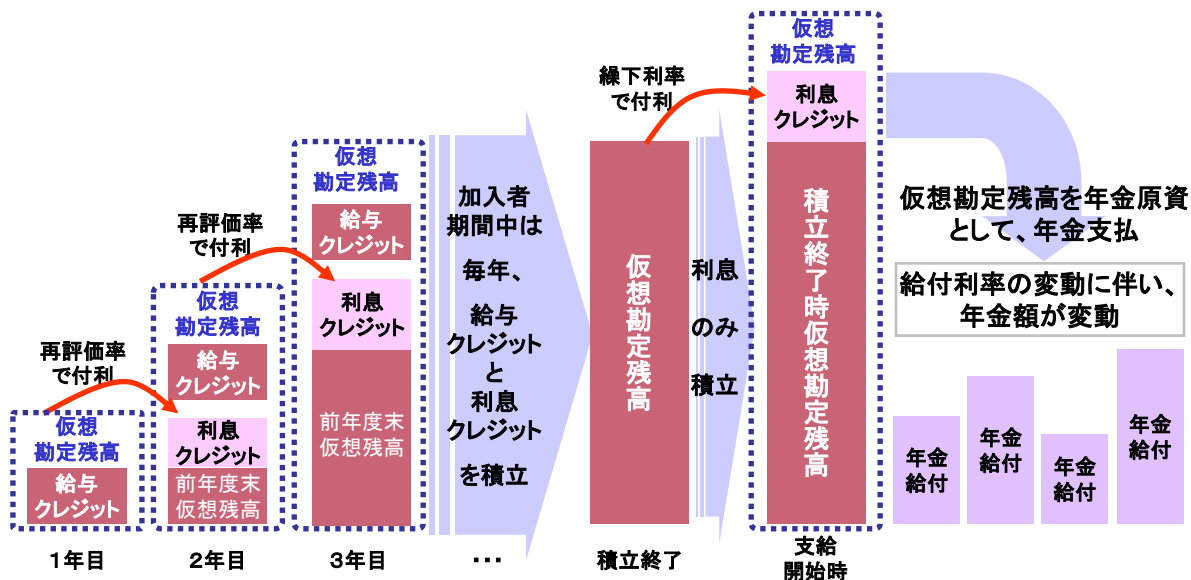
- キャッシュバランスプラン制度を採用している基金。

概要

- キャッシュバランスプラン制度を採用している基金は、新年度に適用する利率（加入者期間中の「再評価率」、受給待期中の「繰下利率」、年金受給中の「給付利率」）について、代議員会に報告してください。

<ご参考：キャッシュバランスプラン制度について>

- キャッシュバランスプラン制度は、以下のとおり、付与する利息クレジットの算定方法を国債等に連動させること等によって、将来に受取る年金額が変動する制度です。



加入者期間（年金積立期間）中 ＜再評価率＞	受給待期中 ＜繰下利率＞	年金受給中 ＜給付利率＞
加入者期間では、個人別に仮想勘定の残高を積み立てる。 利息クレジットの算定方法を国債等に連動させることにより、将来の年金原資を変動させることが可能。	退職等により資格喪失した後、年金支給開始年齢までの期間については、繰下利率による利息を付与する。	年金受給中は、給付利率を国債等に連動させることによって、毎年の年金額を変動させることが可能。

報告する内容

- 新年度に適用する利率（加入者期間中の「再評価率」、受給待期中の「繰下利率」、年金受給中の「給付利率」）について、代議員会に報告してください。

【Ⅲ. その他事項について】

対 象

- 全基金。

概 要

▶▶▶ [年金NEWS2022.2.1「【DB・DC】DC法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について」](#)を参照

- 令和4（2022）年1月21日、「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省令第13号）が公布され、企業型・個人型DCの掛金の合算管理に関する規定の整備が行われましたが、同じ機会に、DB等の他制度掛金に関連するDB法施行規則の改正も行われています。
- この中で、「DB規約の変更に係る事業主への情報提供」について新たに定められましたので、ご留意いただきますようお願いいたします（2024年12月1日施行）。

<DB法施行規則>

（規約の変更に係る事業主への情報提供）

【新設】

第85条の3 第八条第二項の代表は、規約の変更をしようとするときは、当該変更に係る実施事業所の事業主（当該代表を除く。）に対し、遅滞なく、当該変更の内容及び規約変更日に関する情報の提供を行わなければならない。

2 基金は、規約の変更をしようとするときは、当該変更に係る実施事業所の事業主に対し、遅滞なく、当該変更の内容及び規約変更日に関する情報の提供を行わなければならない。

- 従前より制度変更等に係る規約変更に際しては、事業主への説明を実施してきたかと思われませんが、施行日（2024年12月1日）以降は、全ての規約の変更の際に、事業主への情報提供が必要です。その形式や方法については示されてはおりませんが、少なくとも、新旧対照条文や施行日の連携が必要になると考えられます。

概要

- 厚生労働省は、令和2年12月25日、「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）」を公布しました（施行日：令和2年12月25日）。
また、以下の通知・事務連絡において、通知等に基づく様式についても押印等を不要とする等、所要の改正が行われました。併せて、同通知等では、法令や通知等に基づく様式とは別に、厚生局で独自に定められている様式等についても、押印を求める手続きの見直しに積極的に取り組むよう求められています。
 - ・押印を求める手続きの見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について（令和2年12月25日 年発1225第8号）
 - ・押印を求める手続きの見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について（令和2年12月25日 年企発1225第12号）
 - ・押印を求める手続きの見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う事務連絡の改正について（令和2年12月25日事務連絡）
- これに伴い、厚生労働省または地方厚生（支）局に規約変更等に関する各種書類を提出する際に、押印が求められている手続きについて、原則押印が不要となりました。
- 本改正を受けて、改正前の様式（押印欄がある書面のことを指し、以下「旧様式」といいます。）で押印をせずに提出される際には、押印欄の「印」の文字を手書き二重線で抹消していただくよう、お願いいたします（訂正印は不要です）。
- 本改正の趣旨は、厚生労働省または地方厚生（支）局に各種書類を提出する際の押印を必須としないことにあり、押印を禁止するものではありません。あくまで事業主（基金）様の手続きの自由度を高める趣旨であり、旧様式で提出する場合も、押印有無によって不備としないことが『押印を求める手続きの見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について（年発1225第1号）』等に経過措置として明記されているため、本改正を理由に作成途上の提出書類の作り直し等の対応をいただく必要はありません。
- なお、企業年金制度の運営にあたり、基金・事業所内で定められている手続・様式については、方針が示された際に適宜お知らせしてまいります。

書 類	取扱い												
規約変更に関する書類	一律押印不要 ※押印しての提出も可。 押印しない場合で書類に「印」の文字があるときは二重線で抹消。												
労働組合の同意 （給付減額含む）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>労働組合代表者氏名</th> <th>押印</th> <th>厚生局受付可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自署</td> <td>なし</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>記名（印字）</td> <td>あり</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>記名（印字）</td> <td>なし</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table>	労働組合代表者氏名	押印	厚生局受付可否	自署	なし	可	記名（印字）	あり	可	記名（印字）	なし	不可
労働組合代表者氏名	押印	厚生局受付可否											
自署	なし	可											
記名（印字）	あり	可											
記名（印字）	なし	不可											
減額同意書等の 原本証明	一律押印不要 ※押印しての提出も可。 押印しない場合で書類に「印」の文字があるときは二重線で抹消。												
財政決算書類 （事業に関する報告書、 決算に関する報告書）	一律押印不要 ※押印しての提出も可。 押印しない場合で書類に「印」の文字があるときは二重線で抹消。												

【ご参考：理事会・代議員会における会議録等の署名の取扱いについて】

- 代議員会の会議録については、DB法施行令第18条第2項において署名が必要とされています。
(理事会の会議録については、DB規約例において「第23条第1項から第3項までの規定(代議員会の会議録についての規定)を準用」とされております。)
- 理事会・代議員会の会議録への署名要否について、企業年金連合会が厚生労働省に確認をしたところ、令和3年2月15日付で以下のとおりの回答を得た旨、会員向けに連絡されています。

<厚生労働省からの回答>

新型コロナウイルス感染防止等の観点から、厚生労働大臣・地方厚生(支)局長に書面で提出する届出等の署名の取扱いについては、当分の間、署名がなくとも届出等を受理するよう、令和2年9月11日付で地方厚生(支)局宛て通知しているところ。

この取扱いを踏まえ、企業年金基金における代議員会の会議録についても署名がなくとも差支えないこととする。

また、書面による賛否表明についても、必ずしも書面による方法によらなくともよいこととする。

ただし、これらの取扱いを行うに当たっては、代議員会において何らかの形で各委員の了承を得てから行うことが望ましい。

なお、理事会については法令上の規定があるものではないため、理事会の会議録に署名することを法令上求めているものはないが、代議員会の会議録と同様に取扱って差し支えない。

- 以上の回答について、基金において今年度も同様のお取扱いを希望される場合は、個別に各地方厚生(支)局にご照会ください。

対 象

- 全基金。

概 要

- 平成29年11月8日付通知改正により「代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこと」が規定されました。※

※平成30年10月1日以降の基金の設立時または代議員の任期満了時の選定から適用

- これに伴い、適用開始時以降の代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供の実施が必須となります。
- 具体的な方法としては、代議員会議事録（写）の全事業所への配布、HPの活用等が考えられます。

【代議員会で審議された事項等の事業主への情報提供】

改正前	改正後
(代議員会で審議された事項等の事業主への情報提供に関する規定なし)	・代議員会で審議された事項等について、 <u>代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこと。</u>